

永井病院 院内感染対策指針

永井病院(以下「病院」という。)は、患者様および病院職員に、適切かつ安全で質の高い医療環境を提供するため、院内感染防止及び感染制御の対策に取り組むため指針を制定し実践する。

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染対策は、院内に感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に院内感染の予防に留意する。

感染症発生の際には、事例について速やかに調査を行い原因を究明し、これを改善する。このため、全部署及び全職員に院内感染対策の必要性、重要性を周知徹底し院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

2. 院内感染対策のための委員会に関する基本的な考え方

◎ 院内感染対策の周知及び実施を迅速に行うため、院内に組織横断的に活動する院内感染対策委員会を設置する。

- ① 委員会は病院長・医師・看護部長・師長・薬局、検査室、レントゲン室、栄養室、施設管理室、リハビリ室、医事課の各責任者等から構成される。
- ② 委員長は病院長の任命により決定し、委員会は委員長が召集する。
- ③ 委員会は定例会とし、月1回、原則第1水曜日に開催し、感染対策に関する事項を検討する。その他、必要に応じてその都度開催する。

《 ICT (感染制御チーム) の設置 》

ICT は院内感染対策実践のため院内感染防止対策委員会の下部組織として設置する。

ICT は専任の医師・看護師・薬剤師・検査技師の各1名以上で構成する。

(感染制御チーム)

- ・感染症対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師
- ・5年以上感染管理に従事した経験を有する専任の看護師
- ・3年以上の病院勤務経験をもつ感染防止対策にかかわる専任の薬剤師
- ・3年以上の病院勤務経験をもつ専任の臨床検査技師

(院内感染管理者)

- ・ICTのうち1名を院内感染管理者として配置する。

さらに、病棟、外来毎にリンクナースを設置し各部門の問題を検討し感染対策委員会の下部組織として活動する。

ICT は主に以下の業務を担う。

- ① 院内感染発生状況の把握と感染症情報の把握・指導。
- ② アウトブレイクへの対応と記録。
- ③ ICT ラウンドの実施。
- ④ サーベイランス等の情報分析。
- ⑤ 院内感染防止対策に対する教育・研修の企画と実施。
- ⑥ 抗菌薬適正使用調査。

⑦ 院内感染対策マニュアルの定期的な見直し。

⑧ 地域の院内感染ネットワークへの参加。

リンクナースは主に以下の業務を担う。

- ① リンクナースは、各病棟看護師・外来看護師・手術室看護師等から構成される。
- ② 責任者は、感染対策委員が兼任する。
- ③ 会議は定例会とし、月1回、原則第1木曜日(感染委員会の翌日)に開催し、感染委員会と相談して感染対策の実際を現場に提言し、感染対策の実践モデルとなる。

3. 院内感染対策のため職員に対する研修に関する基本方針

- ① 全職員を対象に院内感染対策に関する講習会を年2回開催する。
- ② 新規採用職員に院内感染対策に関する教育を行う。
- ③ 職種別に必要に応じて講習会を行う。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- ① 耐性菌など院内感染の拡大を防止するため、感染症の発生状況を感染対策委員会にて報告する。
- ② 患者リスト、薬剤感受性などは感染レポートで全部署に報告する。

5. 感染発生時の対応に関する基本方針

- ① 院内感染が疑われる場合、速やかに感染委員または所属長に報告し、委員及び所属長は感染委員長に報告する。
- ② 感染委員長は速やかに感染委員を招集し、委員会を開催する。
- ③ 感染源、感染経路、発生場所、期間などを調査し、対応策を協議、実施する。
- ④ 委員長は、追跡調査を行い、院内感染の終息の確認を行う。

6. 患者等に対する当院感染対策指針の閲覧に関する基本方針

- ① 本指針は、患者及び家族が閲覧できるものとする。
- ② 病院のホームページにて一般に公開する。

7. 院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- ① 院内感染対策マニュアルを作成し、マニュアルに応じた感染症対策を、職員全員に周知徹底する。
- ② 院内感染対策委員会は、その時々での感染症の動向に注意し、感染対策マニュアルの改正を行う。

平成20年5月7日

平成24年10月 下線部改訂

平成28年 6月 下線部改訂

院長 星野康三